

予算決算特別委員会 生活環境分科会

要点記録

日 時 : 令和6年9月20日(金)
午後1時00分から午後1時25分まで

場 所 : 多摩市議会 第一委員会室

出席委員 : 座 長 渡辺 しんじ
副座長 岸田 めぐみ
委 員 おにつかこずえ
委 員 橋本 由美子
委 員 しらた 満
委 員 石山 ひろあき

出席説明員 : くらしと文化部長 古谷 真美
平和・人権課長 西村理恵子
(兼) TAMA女性センター長

案件

- 1 事業評価（女と男がともに生きる行動計画推進事業
TAMA女性センター運営経費）

午後1時00分開議

○渡辺座長 ただいまの出席委員は6名であります。

定足数に達しておりますので、これより予算決算特別委員会生活環境分科会を開会します。

○渡辺座長 予算決算特別委員会では、議会基本条例に規定される決算予算の連動の取り組みとして、市長等が執行した事業等の評価を行っています。

令和5年度の決算審査において、生活環境分科会では、総務費の女と男がともに生きる行動計画推進事業、また、TAMA女性センター運営経費の評価を行います。

本分科会は5月に開催した勉強会にて、この2事業を対象として選定しました。その理由は、LGBTQなど性の多様性、女性支援新法施行、日本におけるジェンダーギャップ指数の低迷、性被害者救済等といった社会課題のもと、多摩市においては「多摩市女と男の平等参画を推進する条例」に基づき、「第4次多摩市女と男がともに生きる行動計画」や他自治体に先駆けた「パートナーシップ制度」が策定され、TAMA女性センターでは、ジェンダーや人権問題の啓発・具現化の場として、その求められる役割は大きくなってきている。

女性活躍やジェンダー平等に向けた事業者への普及啓発の実績や、各種相談窓口の他部署・他機関との連携などを中心に、その役割に応えられているかどうかの視点で事業の評価を行う。

また、これらの事業の今後について、新しい視点での展開や名称の工夫、利用者の固定化の改善策についても考える機会としていきたいと考えるというものです。

では、まず初めに、評価対象とした女と男がともに生きる行動計画推進事業、TAMA女性センター運営経費のそれぞれの事業概要について、また、これまでの取り組みや目標に対する成果について、市側より説明をお願いします。

○西村平和・人権課長 それでは、評価対象事業となっております2事業の概要と、これまでの取り組みや評価に対する成果を説明させていただきます。

両事業とも、国の男女共同参画社会基本法及び多摩市女と男の平等参画を推進する条例並びに多摩市女と男がともに生きる行動計画に基づき実施する事業となります。

まず、女と男がともに生きる行動計画推進事業についてでございます。こちらの令和5年度の決算額は86万1,000円となります。

本事業の概要ですが、市では平成6年に多摩市女と男がともに生きる行動計画を策定し、改定や見直しを行いなが

ら、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めてまいりました。平成26年1月には、多摩市女と男の平等参画を推進する条例が施行され、令和3年度には令和12年度までの10年間を計画期間とする第4次多摩市女と男がともに生きる行動計画がスタートしたところです。また、第4次行動計画に基づき、令和4年2月に多摩市パートナーシップ制度を開始いたしました。

次に、本事業の目的ですが、市の男女平等参画社会の実現に向けて、第4次多摩市女と男がともに生きる行動計画を多摩市男女平等参画推進審議会の意見を踏まえて、総合的に推進すること及び女性誌、情報誌「たまの女性」を発行し、広く市民に男女平等参画の推進に向けた意識啓発を行うことを目的としております。

そのための予算として審議会等の委員報酬、情報誌「たまの女性」の作成等にかかる経費を計上し、執行いたしました。本事業の成果としましては、第4次行動計画に位置づけた取り組みに対し、行政内部の自己評価及び多摩市男女平等参画推進審議会より外部評価をいただきました。

また、成果指標に掲げる行動計画の推進レベルについては、前年度の8.2から8.6に上昇し、市の各種委員会審議会における女性比率についても改善がなされたところです。また、多摩市男女平等参画推進審議会からは2年間の審議の結果として、女性支援法の施行を見据えた困難な女性への横連携による支援に関する提言を提出いただきました。情報誌「たまの女性」につきましても、9月と3月にそれぞれ発行し、広く市民に男女平等参画推進に向けた意識啓発を行ったところでございます。

続きまして、TAMA女性センター運営経費についてです。こちらの令和5年度の決算額は363万4,000円となります。本事業の概要ですが、TAMA女性センターは女性問題の解決や男女平等参画の推進に向けて、平成11年9月に開設されました。令和3年度に策定した第4次多摩市女と男がともに生きる行動計画に基づき、TAMA女性センターの充実に向けた取り組みを進めているところでございます。

次に、本事業は第4次行動計画に基づき、市の男女平等参画社会の実現に向けて、市民及び事業者を対象とした意識啓発や情報提供、市民運営委員会やフェスティバル実行委員会との協働、悩みや課題を抱える女性へのエンパワメントとしての相談事業の実施、また、TAMA女性センターの適正な施設管理を行うことを本事業の目的としております。

そのための予算として啓発事業に係る講師謝礼や委員謝

礼、多摩市男女平等参画推進フェスティバル開催補助金、相談事業に係る報酬や謝礼等に係る経費を計上し、執行いたしました。

本事業の成果としましては、TAMA女性センター市民運営委員や登録団体等と連携し、男女平等参画社会の実現に向けた啓発講座を実施いたしました。また、女性を取り巻く悩みなんでも相談、女性のための法律相談、LGBT電話相談を実施し、様々な悩みや課題を抱えた相談者に対して、支援を行ったところでございます。

また、多摩市男女平等参画推進フェスティバルを開催し、より多くの世代に男女平等参画の重要性とTAMA女性センターの取り組みを知ってもらう機会といたしました。

成果指標に掲げるあらゆる暴力の防止に向けた意識啓発と情報提供につきましては、6事業を実施し、TAMA女性センターの認知度についても、向上が見られたところでございます。

当課からの説明は以上となります。

○渡辺座長 市側の説明は終わりました。

次に、これまで評価のために、本分科会で取り組んできた経過ですが、7月から9月にかけて4回にわたり勉強会を行ってきました。

7月の勉強会では、所管課より事業の概要や現状についての説明を受け、質疑、意見交換を行い、また、資料の提出を要求しました。勉強会当日は、女性支援新法を受けた多摩市の対応、決算事業報告書の活動指標について、情報誌「たまの女性」の配布実績等について、若年層に向けた啓発について、相談事業における庁内他部署との連携体制について、現在のTAMA女性センターという名称についてなどに対する質疑、意見がありました。

勉強会後には、事業概要など勉強会で確認した内容を委員が会派に持ち帰って共有し、さらに疑問点や評価に必要な資料を洗い出し、「たまの女性」の発行経費や編集工程、リニューアルの実績等について、多摩市男女平等参画推進フェスティバル（ともフェス）の開催経費や多世代へのアプローチ方法について、女性センターの各種相談窓口相談員の必要資格や人数、勤務形態といった体制について、それぞれの事業の成果指標の捉え方と目標達成に向けた取り組みについてなどについても、所管課に回答を求めるとしました。

続く8月の勉強会では、所管課から提出された回答や資料について説明を受け、改めて質疑を行い、事業に対する理解を深めました。

その後、所管課からの説明や質疑応答、また各種資料の

内容を踏まえ、各会派で事業についての評価を検討しました。出そろった各会派の評価を受けて、9月9日の勉強会では、各会派の評価の判断理由の確認と分科会の評価とするための意見整理を行いました。

さらに9月13日の勉強会においても、評価項目ごとの改善ポイントの文言精査や来年度の予算編成に向けての指摘ポイントの協議を行い、最終的な本分科会としての事業評価案を作成しました。

本日は冒頭に所管課から改めて事業の概要説明をいただきましたので、これから分科会の評価を確認していきたいと思っております。なお、公式ホームページや市役所1階ロビーにおいて、市民の皆さんから評価対象事業に対するご意見を募集しておりましたが、本事業についてのご意見はありませんでした。

これより分科会の評価の確定に向けた議論を行います。議論に際しては、必要に応じて市側の発言を認めることが確認されています。ただし、分科会用評価シート確定の段階での発言は認めません。

先ほど私から経過を報告したとおり、本日まで十分に調査、議論を重ねた結果、評価案まで作成することができました。本日まで確認しました分科会としての評価案を読み上げます。

評価対象事業、女と男がともに生きる行動計画推進事業です。そしてもう一つ、TAMA女性センター運営経費です。

選定理由は、LGBTQなど性の多様性、女性支援新法施行、日本におけるジェンダーギャップ指数の低迷、性被害者救済等といった社会課題のもと、多摩市においては「多摩市女と男の平等参画を推進する条例」に基づき、「第4次多摩市女と男がともに生きる行動計画」や他自治体に先駆けた「パートナーシップ制度」が策定され、TAMA女性センターでは、ジェンダーや人権問題の啓発・具現化の場として、その求められる役割は大きくなっている。

女性活躍やジェンダー平等に向けた事業者への普及啓発の実績や、各種相談窓口の他部署・他機関との連携などを中心に、その役割に込められているかどうかの視点で事業の評価を行う。

また、これらの事業の今後について、新しい視点での展開や名称の工夫、利用者の固定化の改善策についても考える機会としていきたいと考える。

次に、事業の分析と個別事項評価です。

事業名、女と男がともに生きる行動計画推進事業。評価項目ごとに評価、項目別改善ポイントの順に読み上げます。

評価項目、執行率、良好。情報誌「たまの女性」は年2回（9月、3月）の定期発行であり、執行見込額の確定が難しい中でも、未執行額を少なくする努力が払われていることは評価できる。

執行内容、良好。多摩市男女平等参画推進審議会が2年間をかけた活発な議論のもとにまとめた「困難な状況にある女性への横連携による支援に関する提言」を提出されたことは内容的にも、時期的にも評価したい。

ただし、「たまの女性」はデザイン・内容・配布先など、若者を含め、ジェンダー平等の観点で誰もが気軽に手に取ることができるような工夫が必要。

設定目標、要変更。意識啓発に向けた取り組みは実行できているが、令和5年度の独自の目標設定が行われていない。

成果指標、良好。ジェンダー平等実現には各種委員会・審議会の女性比率向上が欠かせず、粘り強い努力が必要であるため、成果指標として妥当である。今後は、指標の達成度を明確にするため、女性比率の内訳を決算事業報告書に記載していただきたい。

目標達成、要改善。市の各種委員会・審議会における女性比率の目標値50%に向け所管課ができる限りの工夫をしていると評価する。「たまの女性」が市民の意識啓発につながったかを検証するとともに紙面の見やすさや設置場所等に見直しが必要と考える。

継続要否（事業評価）、改善継続。審議会の取りまとめ等、所管課の取り組みと努力は評価したい。日本の「ジェンダーギャップ指数」は146カ国中118位で、G7最下位である。多摩市が牽引力となって、この現状を打破できるよう「たまの女性」の改善をはじめとし、令和8年度の行動計画の中間見直しに向けた取り組みを進めていただきたい。

続いて、事業名、TAMA女性センター運営経費です。評価項目、執行率、良好。17万円の補正減額は実績にともなうもので、最終的な執行率は約9割であり、概ね適正に執行できている。

執行内容、要改善。TAMA女性センターの根幹となる相談事業を充実させる取り組みや市民参加の企画推進は評価したい。一方、「男女平等参画推進フェスティバル」

（ともフェス）実行委員会との協働を進めるにあたっては、性的マイノリティや若者意見など、多様な意見を取り入れて中高生・子育て世代も興味を持てるような執行内容にしていくべき。

設定目標、要変更。事業の目的・目標が明確に掲げられていない。令和6年度より施行される女性支援新法を見据

えて、ジェンダー平等の観点で性の多様性を重視した目標を設定してもらいたい。

成果指標、要変更。TAMA女性センターの認知度が上がれば、様々な取り組みが活性化すると考えるが、隔年の調査数値では毎年の評価はしにくい。実質的な取り組みが数値となるものに変えていくべき。

目標達成、要改善。成果指標の48.6%という数字は市民と行政の努力の成果として市民の認識が徐々に高まりつつあることの表れであると評価する。相談・啓発事業や「ともフェス」等の認知度を高め、参加者を増加させる努力を進めるとともに、女性リーダーの育成、LGBTQ理解促進・包括的性教育等を展開していただきたい。

継続要否（事業評価）、改善継続。ジェンダー平等推進のためには若い世代からの人権意識の向上も必要である。施設名称の変更は、多様化する相談者の受入れや認知度向上、意識啓発につながるため、検討を進めるべき。また、相談を受けた後の支援体制として関係所管との連携の強化にもさらに力を入れて取り組むべき。

続いて、来年度予算編成に向けての指摘ポイント。

(1) 女と男がともに生きる行動計画推進事業。①年2回発行されている情報誌「たまの女性」が年代を超えてより多くの市民に読まれ、内容が共有されることは、ジェンダー平等や人権尊重を目的とする「第4次女と男がともに生きる行動計画」推進に欠かせないものとなっている。女性活躍の実態、パートナーシップ制度について取上げる等、内容は評価できる。

しかし、「たまの女性」というネーミングやデザインの一新が求められている。発行された6,000部の購読実態調査や、手にする機会のない市民の声、若い世代の要望等の調査も実施し、冊子のリニューアルをすべきであり、それに向けた調査費、改定のための予算を確保し進めてほしい。

②女性問題や平和啓発事業に取り組む「平和・人権課」は多摩市において欠くことのできない役割を果たしている。現在55%を目標としている女性センターの認知度を高めるためにも、①の情報誌の改善とともに、女性センターという名称がこれからの時代にふさわしいものか第三者の意見も取り入れながら検証されたい。

③「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が令和6年度から施行されており、「多摩市男女平等参画推進審議会」の提言に沿った全庁での取り組みを進めていただきたい。しかし、公的部門だけでは解決は困難であり、女性シェルター等の受入れは多くの民間団体が背負っている実態がありその運営は困難を抱えている。民間の取組み

が継続、充実できるように多摩市からも国や東京都に補助金等の支援について働きかけを強めていただきたい。

(2) TAMA女性センター運営経費。④施行10年となった「多摩市女と男の平等参画を推進する条例」には、性的指向、性自認等、画期的で重要な内容も盛り込まれている。条例には「苦情の申し出制度」も規定されているが、制度を利用し問題解決につなげるケースは少ない。条例への理解、ジェンダー平等推進のため、すでに小中学校への啓発事業も一部おこなわれているが、LGBTQ理解促進、包括的性教育も含め、TAMA女性センターが中心となり教育委員会や子ども青少年部と連携し啓発事業を進めてほしい。そのための人材育成、講師派遣、研修等、予算の充実を求めたい。

4、その他本評価に関して配慮を求める事項等。①総合的に多摩市女と男がともに生きる行動計画を推進していくためには、多摩市男女平等参画推進審議会の活発な議論が欠かせない。

その議論の基として、各相談窓口寄せられた男女平等参画社会に関する課題や、各所管課が持つ性別クロス集計が可能な資料など、充実した議論に資する情報が集約される仕組みが必要である。

②多摩市女と男がともに生きる行動計画推進会議や行政委員会、附属機関等・長の私的諮問機関として設置されている会議体等の女性比率に工夫をしているが、改善が見られない場合は更なる対応が求められる。

③平和・人権課は今回取り上げた2つの事業とともに、平和啓発や人権に関する分野の仕事もおこなっている。イベント開催や啓発事業等、平和・人権課の充実のため、人的配置・予算の充実を求めたい。

以上ですが、市側からの発言はありませんか。

○古谷くらしと文化部長 特にございませぬ。

○渡辺座長 それでは、以上の内容に対し、意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺座長 意見なしと認めます。

これにて、総務費の女と男がともに生きる行動計画推進事業、TAMA女性センター運営経費に関する評価を確定します。

分科会として確定した評価については、予算決算特別委員会最終日に座長より報告し、予算決算特別委員会の評価とすることを諮ります。なお、誤字等の修正については、委員長にご一任いただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺座長 では、そのようにさせていただきます。

以上で本日の日程は全て終了しました。

これをもって予算決算特別委員会生活環境分科会を閉会します。ありがとうございました。

午後1時25分閉会

多摩市議会委員会条例第28条第1項の規定により
ここに署名する。

予算決算特別委員長

池 田 け い 子

生活環境分科会座長

渡 辺 し ん じ